

「鹿児島市確認申請の手引き」改訂表

ページ	項目	旧	新
—	表紙	平成 31 年版	令和元年版
—	目次	法 43 条第 1 項ただし書	法 43 条第 2 項第 2 号
—	目次	既存掘車庫上へ増築する場合の構造計算	削除
—	目次	用途変更の取扱い	削除
2★	確認申請を要する建築物等一覧表(1)建築物	100 m ²	200 m ²
3★	確認申請を要する建築物等一覧表(2)建築設備法令	法 87 条の 2 第 1 項	法 87 条の 4 第 1 項
4	確認申請を要する建築物等一覧表(4)工作物②(用途規制対象工作物)		田園住居地域 (表中 4 か所追加) ※4 「田園住居地域」は、本市では指定なし。(表下に追記)
5	確認申請書類 [建築物] ⑦	設計者が建築士である場合	設計者、工事監理者が建築士である場合 (鹿児島市建築士データベースに有効期限内の登録がある者を除く)
6★	図面記入例	令 129 条の 2 の 5	令 129 条の 2 の 4
6	図面記入例	ガス事業法第 40 条の 4	ガス事業法第 162 条
7	協議先一覧表 1 9 関係機関	[099-216-1360]	削除
7	協議先一覧表 2 3 関係機関	[099-216-1360]	削除
7	協議先一覧表 2 5 関係機関	[096-326-7863]	[096-326-7859]
8	協議先一覧表 2 8 関係機関	[099-803-6885]	[099-803-6881]

※★については、建築基準法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 67 号)(令和元年 6 月 25 日施行)に伴う改訂。

8	協議先一覧表 2 10 関係機関	ホテル・旅館	ホテル・旅館・簡易宿泊所
8	協議先一覧表 2 14 関係機関	[099-216-1360]	削除
9	協議先一覧表 3 3 関係機関	[099-216-1360]	[099-216-1359]
9	協議先一覧表 3 4 関係機関	[099-263-3111]	[099-268-3111]
9	協議先一覧表 3 6 関係機関	・区画整理課 [099-216-1395]	・区画整理課 [099-216-1393]
9	協議先一覧表 3 6 関係機関	・谷山都市整備課 [099-269-8437]	・谷山都市整備課 [099-269-8435] [099-269-8436]
11	確認申請書類 [建築設備] ④	設計者が建築士である場合	設計者、工事監理者が建築士である 場合（鹿児島市建築士データベース に有効期限内の登録がある者を除 く）
11	確認申請書類 [工作物] ⑥	設計者が建築士である場合	設計者、工事監理者が建築士である 場合（鹿児島市建築士データベース に有効期限内の登録がある者を除 く）
27	仮使用認定 （点線四角囲 み）	その他の廊下	その他の通路
38	長期優良住宅認 定 （2）申請手数料	既存住宅の増築及び改築の場合	既存住宅の増築又は改築の場合
42	バリアフリー法 認定 表 特定建築物	自動車講習所、学習塾、…	自動車教習所、学習塾、…
42	バリアフリー法 認定 表 特定建築物	旅客の乗降や待合の施設（車両、 船舶、航空機など）	旅客の乗降や待合いの施設（車両、 船舶、航空機）
63	吹きさらしの廊 下	令第2条	令第2条第1項第三号
65	ベランダ、バル コニー	令第2条	令第2条第1項第三号
67	屋外階段（建築 面積）	令第2条	令第2条第1項第二号

※★については、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）（令和元年6月25日施行）に伴う改訂。

68	屋外階段（床面積）	令第2条	令第2条第1項第三号
70	出窓	令第2条	令第2条第1項第三号
72	軒先空間の面積算入について	令第2条	令第2条第1項第三号
78★	サンルームの屋根仕様について	令第109条の5	令第109条の8
78	サンルームの屋根仕様について	H12 建告第1434号	H28 国交告第693号
90	代替出入口の進入を妨げる構造について	②網入りガラス入りの引違い窓及び開き窓は、進入を妨げる構造には該当しないとして取り扱うこととする。 ③代替出入口の下端から床面までの高さは、1.2m以下が望ましい。 ④ガラスの種別による開口部の構造は次のとおりとする。	削除 ②代替出入口の下端から床面までの高さは、1.2m以下が望ましい。 ③ガラスの種別による開口部の構造は次のとおりとする。
92★	屋外階段の堅穴区画	第112条第9項 同条第14項第二号	第112条第10項 同条第18項第二号
93★	開放廊下等に面する場合の昇降路	第112条第9項 第112条第14項	第112条第10項 第112条第18項
96★	敷地が区域等の内外にわたる場合の取扱い	法第67条	法第65条
104★	用途地域の指定のない区域の建築形態規制に係る数値等	法第52条第1項第6号 令第134条	法第52条第1項第7号 削除
116★	防火地域内に設置する看板	法第66条 第3章第5節（防火地域）	法第64条 第3章第5節（防火地域及び準防火地域）
117	既存掘車庫上へ増築する場合の構造計算	—	削除
125★	既設エレベーターの改修	法第87条の2	法第87条の4

※★については、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）（令和元年6月25日施行）に伴う改訂。

126★	複数基の昇降機の確認申請を同時に申請する場合	法第 87 条の 2	法第 87 条の 4
127★	寝台用エレベーターの設置	法第 87 条の 2	法第 87 条の 4
131	擁壁の確認申請件数 (タイトル変更)	一の擁壁の取扱い	擁壁の確認申請件数
131	擁壁の確認申請件数	擁壁は構造上独立するものを、それぞれ 1 件として扱う。	擁壁の確認申請件数は、構造上独立するものをそれぞれ 1 件として扱い、各々について申請を要する。

※★については、建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）（令和元年 6 月 25 日施行）に伴う改訂。